

健康福祉常任委員会視察報告概要

1 観察日時 令和8年1月20日(火)
午後1時15分から午後2時45分まで

2 観察先及び調査事項

- ・観察先：静岡市役所
- ・住所：静岡市葵区追手町5番1号 本館2階
- ・調査事項：高齢者の終活支援

3 参加委員

委員長 小林 澄子 副委員長 斎藤 かおり
長岡 恵子 萩野 泰男 大久保 竜一 大庭 祥照
亀山 恭子 斎藤 由紀

4 観察の目的

静岡市では、さらなる高齢化や50歳時未婚率の増大の課題に向き合い、高齢者の“もしも”的の疑問や不安に寄り添い、人生の最期に関する包括的な支援「終活支援」に取り組んでいることから、静岡市の先進的な取組について調査するため、観察を行った。

5 観察の概要

静岡市役所本館にて、静岡市議会 山根田鶴子議長の挨拶が行われた。その後、静岡市安心感のある温かい社会推進課による静岡市の終活支援についての概要説明と質疑応答が行われた。

6 概要説明

【高齢者の現状】

静岡市の総人口は減少しており、政令指定都市の中では一番人口が少ないが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率は31.25%と政令指定都市で二番目に高い。その中には高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が右肩上がりであるという背景がある。

【終活支援を始めた背景】

高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加している中で、以前は家族が担っていた病院入院時の緊急連絡先や施設入所時の身元引受人、死後事務をどうするのかについて問題が生じた。そこで、本人が健在なうちに対策するために終活が必要になるが、市民が終活を行うに当たって終活の知識・理解や実践が進んでいない、終活支援に関する業務を行う事業者に対し、不安・不信感があるという課題があった。

【未来のあんしんに向けた取組（終活支援）】

（1）S 救セット（平成22年4月～）

緊急連絡先やかかりつけ医、服薬等の情報を記した緊急連絡カードを筒状容器に入れ、冷蔵庫内に保管しておくことで、病気やけがで本人に意識がなくてもその情報が確認でき、医療機関への引き継ぎや緊急連絡先への連絡に役立てられる。

対象者 市内に住所を有する65歳以上の市民で、ひとり暮らし高齢者など

（2）終活支援優良事業者の認証（令和6年1月～）

市民が安心して終活支援事業者を利用できるよう、市の基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証する。

事業の流れ

- ① 終活支援に関する業務を行い、市から優良として認証を受けたい事業者を募集する。
- ② 申請に基づいて書類審査、訪問審査を行い、認証の妥当性について「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」で策定された認証基準に基づき、府内組織で審査する。（必要に応じて有識者から意見聴取）
- ③ 審査の結果、優良と判断した事業者を「静岡市終活支援優良事業者」として認証し（認証期間は3年間）、通知する。
- ④ 市民へ終活支援優良事業者を周知する。

認証後のフォローアップ

- ① 認証を受けた日以降、毎年度、終活支援優良事業者活動状況報告書を提出していただくとともに、基準に適合しているか書類または電話、訪問で確認を行う。
- ② 上記のほか、事業者の職員、利用者等からの通報等により、認証基準に適合していないと疑うに足りる事由がある事業者については、必要に応じて、事業者へその内容が認証基準に適合しているかを書類または電話、訪問で確認を行う。

静岡市終活支援優良事業者

- ・「社会福祉法人 まごころ」（令和6年3月19日認証）
- ・「株式会社 Welbie（ウェルビー）」（令和6年12月23日認証）

（3）エンディングノート（令和6年3月～）

市民が、これまでやこれからについて思いを整理し、家族や医療・介護・福祉の専門職等と共有するツールの一つとして作成したエンディングノートを配布。

（4）現金／不動産の生前寄附・遺贈寄附（令和6年12月～）

自身の財産（現金／不動産）を次の世代のために使ってほしいという思いに応え、静岡市の未来を担う若者や子育て世帯への支援、古き良きまちなみの保存などに活用する。

(5) 終活支援担当部署の新設（令和7年4月～）

市の組織において終活支援を取り扱う部署を新設するとともに、各区役所に相談窓口を設置した。

(6) 終活情報の登録・伝達（令和7年4月～）

市民から終活情報（緊急連絡先等）をあらかじめ市に登録してもらい、事故や病気等により自身で意思表示ができない場合には、事前に本人から指定された人や医療機関等からの照会に応じて、市が本人に代わりその情報を伝えることで、本人の意思に沿った対応ができるようとする。

(7) エンディングプラン・サポート（令和7年11月～）

市民が終活支援優良事業者と締結する契約（葬儀、家財処分など死後事務に関するもの）に関して、市が「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行う。

対象 市内に住所を有する原則65歳以上の者で、頼れる親族がいない者

利用料金 市民の自己負担（必要な場合は遺言作成に要する費用）

手続方法 安心感がある温かい社会推進課にて相談・申請を受付

7 質疑応答

質疑：終活情報の登録・伝達の中で、情報の報告というのはどういう内容でどれくらい行っているのか。

応答：申請に基づくが緊急連絡先やかかりつけ医、処方薬、遺言・エンディングノートの保管場所、お墓の所在地など全部で16項目を市に登録することができる。

質疑：エンディングプラン・サポートや終活情報の登録・伝達は市の負担が大きいと思うが、苦慮している点は。

応答：エンディングプラン・サポートは地域事業者とどう連携していくかが課題だと思う。終活情報の登録・伝達について今は数十件の登録なので負担は大きくはないが、何千件となると問合せへの負担が増えていくと思う。

質疑：遺族への情報伝達はどの段階になるのか。

応答：市から自発的に伝えるのではなく、同意書に事前に誰にどこまでの内容を伝えてよいのかを記載し、照会があれば回答することになっている。

質疑：所沢市のエンディングノートには倒れたときのペットの預け先を記載する部分があるが、静岡市にはそういった課題はないのか。

応答：静岡市でもやはり残されたペットは課題となっており、動物愛護を担当する部署が、自分にもし何かあったときにそのペットをどうするかを決めておきましょうというリーフレットを作成・配布している。

質疑：終活支援優良事業者は現在2社あるが、今後市として増やしていきたいというの
はあるのか。

応答：事業者数については特に目標値を定めてはいないが、増加すれば市民にとっても
よいことだと思う。

質疑：安心感がある温かい社会推進課というのはとてもユニークな課名だと思うが、由
来と職員体制はどうなっているのか。

応答：現在の静岡市長が始めた未来のあんしんに向けた取組というところの安心という
ところと市民に寄り添うということを大変意識しており、寄り添って温かみのある
対応ができればというところからきていると思う。体制は、課長含めて8名で、
2つの係がある。

8 委員長所感

静岡市の現状として高齢化率の上昇、高齢者ひとり暮らし世帯の増加などが挙げられ
ましたが、当市も同様の状況です。

高齢者の終活支援として身元保証や死後事務、日常生活支援等がありますが、行政と
して終活支援担当部署を新設し、しっかりと位置づけをしたことや、終活支援優良事業
者の認証をすること、各区役所に相談窓口を設置したことなどは大事なポイントである
と認識し、大変参考になりました。